

近畿大学における「独占禁止法教室」（オンライン方式）の開催について

令和２年１１月１１日
公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所

公正取引委員会は、将来を担う学生に対し、社会人として、経済活動に参加する際に、独占禁止法を遵守するとともに、消費者として厳しい目で商品選択を行うことができるよう、独占禁止法の意義と役割を理解してもらうために、これまで全国各地の大学等において、当委員会の職員等による「独占禁止法教室」を開催しています（別紙参照）。

このたび、公正取引委員会では、その一環として、同教室を下記のとおり開催することとしました。

なお、今回の独占禁止法教室は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、オンライン方式により実施します。

記

- １ 日 時 令和２年１１月１８日（水）
５時限目 １６：４５～１８：１５
- ２ 対象者 近畿大学 経済学部 学部生等
- ３ 講 師 公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所
所長 真淵 博
- ４ 内 容 「競争政策 ～その適用領域の多様性」

※ 今回の独占禁止法教室についての取材は、講師である近畿中国四国事務所長が対応いたします。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所 総務課 電話 ０６－６９４１－２１７３（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/regional_office/kinki/index.html

独占禁止法教室のご案内

公正取引委員会は、将来を担う学生に対し、社会人として経済活動に参加する際に、独占禁止法を遵守するとともに、消費者として厳しい目で商品選択を行うことができるよう、独占禁止法の意義と役割を理解していただきたいと考えております。そこで、公正取引委員会では、中学生、高校生及び大学生をそれぞれ対象として、職員を講師として派遣し、「独占禁止法教室」を開催しております。

❖ 独占禁止法教室の授業内容

大学生向けの独占禁止法教室は、通常の講座（例：「独占禁止法」、「経済法」、「産業組織論」、「産業経済学」など）や外部講師による特別講座などに対して、公正取引委員会の職員を派遣して開催する出前授業です。

競争法の目的や学生が将来、経済活動に参加する際に直面する独占禁止法とのかかわりについて講義し、学生からの質問にお答えしています。

❖ 独占禁止法教室の授業風景



❖ 独占禁止法教室の感想

- 公正取引委員会の活動、競争法について、具体的なイメージをもつことができました。（学生）
- 履修した独占禁止法をより深く理解することができました。（学生）
- 違反事例を交えながら、独占禁止法・下請法等について説明をいただいたことで、概要が分かり易かった。（教授）
- 独占禁止法が世の中の様々な経済活動にかかわっていることを知ることができ、社会人になる上での参考となりました。（学生）

❖ 独占禁止法教室の実績（全国）

年度	中学校	高校	大学
平成29年度	45校	59校	110校
平成30年度	61校	54校	121校
令和元年度	57校	56校	120校

【主な開催校（令和元年度 近畿地区）】

近畿大学、大阪経済大学、大阪市立大学法科大学院、大阪府立大学、甲南大学、関西学院大学、同志社大学、立命館大学、立命館大学法科大学院、京都大学、和歌山大学など

【お問い合わせ先】

公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所
総務課 担当：前川、鈴木
TEL 06-6941-2173（直通）

